

年金積立金の運用組織の改革案

1. 運用組織の概要

組 織

年金積立金の管理運用のための独立行政法人を創設し、年金資金運用基金を廃止。

厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用。 運用収益を年金特別会計に納付。

運 用

(運用委員会)

法人に運用委員会を置き、中期計画等を審議するとともに、運用状況など管理運用業務の実施状況を監視。

運用委員会は、経済・金融に関して高い識見を有する者などのうちから厚生労働大臣が任命した委員で組織。

(運用の基本方針)

法人は、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）等の運用の基本方針を策定。

運用の基本方針は、民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、運用の目的に適合するものでなければならないものとする。

(運用方法)

信託銀行との信託契約（運用方法を特定しないもの）、投資顧問会社との投資一任契約、有価証券の売買（株式を除く）等の方法により安全かつ効率的に行わなければならないものとする。

(受託者責任)

理事長及び理事に、慎重な専門家の注意義務、忠実義務、秘密保持義務を課す。

厚生労働大臣等の関与

(中期目標)

厚生労働大臣は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に指示。
中期目標において、確保すべき運用利回りなどの運用目標や業務運営の効率化に関する事項を定める予定。

(評価委員会の評価)

厚生労働省の評価委員会は、毎年、法人の業務の実績について評価を行い、必要に応じて業務の改善等を勧告。

(特に必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを要求。

(年金財政に与える影響の検証)

厚生労働大臣は、毎年度、年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証。

2 . 年金資金運用基金の業務の廃止等

(グリーンピア)

平成 1 7 年度までに廃止。

(住宅融資)

平成 1 8 年度以降は、新規の住宅融資は行わない。独立行政法人福祉医療機構が既往の住宅融資債権を承継し、管理・回収を実施。

(教育資金貸付あっせん)

国民生活金融公庫等から年金被保険者に対する教育資金貸付のあっせん業務については、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金から承継して実施。

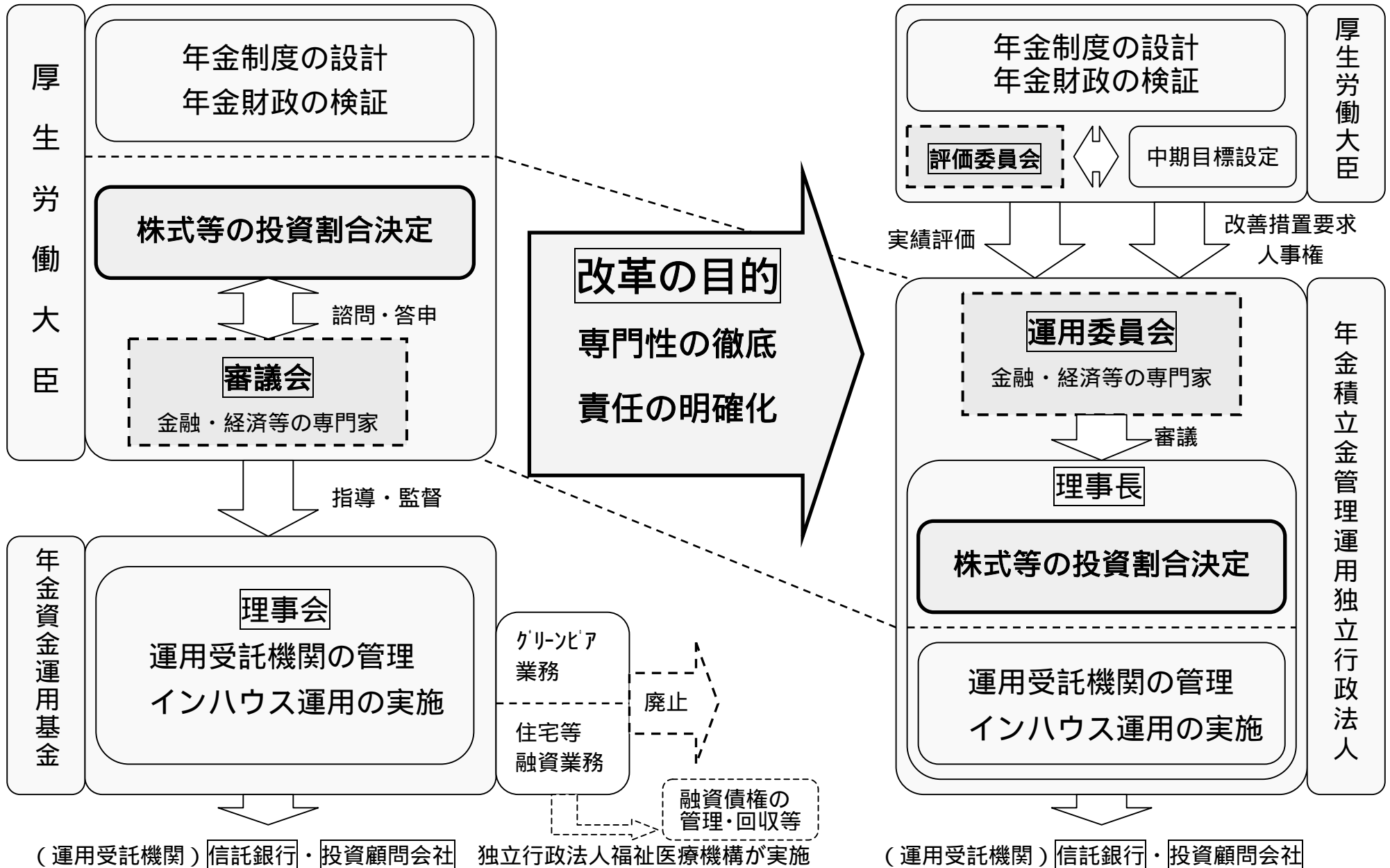
3 . 法人の設立日

平成 1 8 年 4 月 1 日

年金積立金運用の改革案

(現 行)

(改革案)



特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）抜粋

各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業及び組織形態について講ずべき措置
年金資金運用基金	<p>事業について講ずべき措置</p> <p>【年金資金管理運用業務】 次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るよう努める。</p> <p>【大規模年金保養基地（グリーンピア）】 平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p>【年金加入者住宅等融資業務】 住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時（平成16年まで）に検討し、決定する。</p> <hr/> <p>組織形態について講ずべき措置 次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。</p>

社会保障審議会年金資金運用分科会で、平成14年10月より株式投資の是非について議論を行い、昨年3月に意見書を取りまとめた。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抜粋）

（平成15年6月27日閣議決定）

構造改革への具体的な取組

5．社会保障制度改革

（2）年金制度の改革

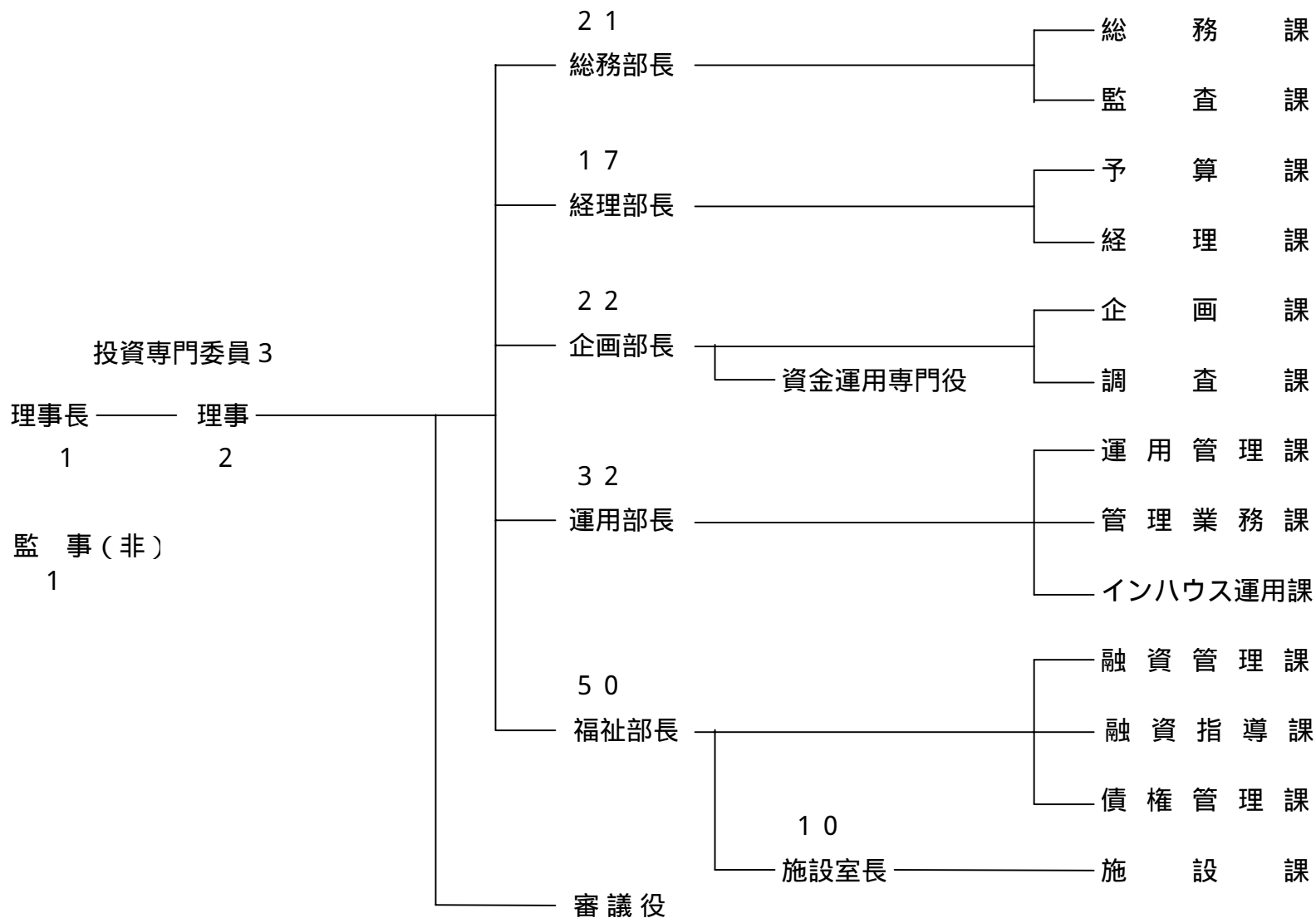
平成16年に予定される次期年金制度改革においては、次の～の基本的方針に沿った改革を行う。

積立金については、その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する。積立金の運用は、独立した第三者機関で効率的に行い、受託者責任を厳正に適用する

平成16年度予定 年金資金運用基金の機構・定員

(1) 機構・・・1 審議役、5 部、1 室、1 専門役、13 課

(2) 定員・・・役員4名、投資専門委員3名、職員143名、計150名



平成16年2月4日(水)開催の「自由民主党年金制度調査会・厚生労働部会・行政改革推進本部独立行政法人化委員会合同会議」に提出された党作成資料

年金積立金の運用及び運用体制の在り方

平成16年2月4日

1. 運用の在り方

年金積立金は給付以外の目的には使わないものとする。

年金積立金は、専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用することが必要である。

債券、株式等の具体的な構成割合や運用方法は、専門的な観点からの検討を行い、次の点を踏まえ決定する。

より安全な国内債券を中心とした運用とするとともに、市場への影響や安定的な運用収益の確保に留意し、債券の満期保有運用を導入する。

極力リスクを抑制しつつ長期的に市場平均の収益率を確保することを目標とする。このため、長期保有を前提としたインデックス運用を原則とし、例外は確たる根拠がある場合に限る。

株式のリターン・リスクは、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこととし、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

新法人の業務実績は厳正に評価し、適切に責任を問う仕組みとする。

運用の基本的な在り方や運用の基本方針については、国民に広く公表し、年金積立金の運用に係る透明性の確保を図る。

2. 運用体制の在り方

特殊法人年金資金運用基金を廃止し、年金資金運用基金が行ってきた大規模年金保養基地業務及び住宅融資業務は廃止する。

年金積立金の運用は、専門性の徹底及び責任の明確化を図り、平成18年度に設立される新しい独立行政法人が行う。新法人は運用業務に特化する。

新法人の人員体制は、他法人への業務移管、業務廃止及び業務運営の効率化により、現行約150人の体制を、概ね50人を目途とした効率的な運用体制に向けて大幅な縮減を図る。また、厚生労働省の年金運用に係る組織・人員体制を縮小する。

平成 16 年年金制度改革について（合意）

平成 16 年 2 月 4 日
与党年金制度改革協議会

改革の基本骨格についての昨年 12 月 16 日の合意と合わせ、年金制度改革について下記のとおり合意する。政府においては、これら合意を踏まえ、改革事項全般についての関連法案をとりまとめるべきである。

今回の改革案においては、今後約 100 年間を見通して年金財政の均衡を図ることとした上で、

- 基礎年金の国庫負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる、
- 保険料水準の上限を固定し、社会全体の保険料負担能力の伸びを反映して給付水準を自動的に調整する、
- 厚生年金の給付については、現役世代の平均収入の 50% 以上の水準を確保する

ことの 3 点を基本原則とした。これらにより、今後は 5 年ごとの財政再計算の度に給付と負担を見直すということはなく、国民が老後に安心感を持てるよう、恒久的に安定した制度を構築することとする。

年金制度は相互の助け合い、連帯であることを基本として、より良い年金制度を構築していくとの考え方の下に、次の課題に取り組むものとする。

働き方の多様化、ライフスタイルの変化に対応し、老後に安心感の持てる年金制度をどのようにしてつくっていくか（短時間労働者の問題など）。

現在の公的年金制度では、被用者と自営業者等について給付、負担両面において異なる原理に基づいて制度が創設されているが、厚生年金と共済年金の統合の問題を含めて、どのようにしてより公平な年金制度としていくか。

これらの課題について、社会保障制度全体の在り方の検討を続け、税制の抜本的改革の動向を視野に入れながら、5 年後を目途に結論を得るものとする。

将来に向けそのような中長期的課題に関する検討を進めていくとしても、今回の改革は、少子高齢化が急速に進む中で、公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後の安心を確保するための制度の根幹に関わる大きな改革である。年金改革法案の今国会での成立を図ることこそが、国民の期待に応えることとなるものと確信する。

記

1、在職老齢年金制度の見直し等

- (1) 60歳台前半の在職老齢年金制度については、働き始めると年金が一律2割支給停止される現行の仕組みを廃止する。
- (2) 70歳以上の被用者については、
退職後の年金受給期間等を勘案し、保険料の負担を求めないこととし、
厚生年金の給付については、60歳台後半の被用者と同様、調整を行う。
- (3) 在職老齢年金制度については、保険料負担と給付調整の両面にわたり、公的年金の支え手の在り方を勘案の上、引き続き検討を行うものとする。
- (4) 65歳以降の老齢厚生年金について、繰下げ制度を導入し、年金受給開始年齢を選択できるようにする。

2、短時間労働者への厚生年金の適用

雇用の多様化の一層の進行は、我が国の年金制度など社会保障制度の根幹にかかわる問題である。

このような中で、短時間労働者への厚生年金の適用については、被用者としての年金保障を充実する観点や、企業間の負担の公平を図る観点から、その在り方を今後見直していくことが重要な課題である。

見直しに当たっては、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、適用に当たっての事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響を十分踏まえるとともに、他の社会保障制度や雇用に関する施策その他の施策との整合性に十分配慮することが必要である。

このような考え方に立って、厚生年金が企業や被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法律の施行後5年を目途として、総合的に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

3、次世代育成支援の拡充

次世代育成支援対策については、現在の育児休業期間中の保険料免除制度を子どもが3歳までに拡充するとともに、勤務時間の短縮等の措置を受けながらも就業を継続する者についても育児期間前の報酬に応じた保険料納付が行われたものとみなす措置を創設する。

さらに、すべての子育て世帯を対象とした次世代育成支援対策の今後の展開に合わせた年金制度の果たすべき役割についても、引き続き検討する。

4、女性と年金

(1) 第3号被保険者期間の厚生年金の分割

第3号被保険者制度の在り方は、世帯単位で給付と負担の仕組みが設計されている厚生年金の基本的な考え方などに深くかかわる問題である。

この問題を考えるに当たり、被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にもいわば潜在的な権利があることは基本であるが、当面、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとする取扱いとし、女性と年金の在り方について、更に検討を深めることとする。

このような認識に基づき、第3号被保険者期間（施行後の期間）については、離婚した場合又は配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情があるものとして厚生労働省令で定める場合、その配偶者の厚生年金（保険料納付記録）の2分の1を分割できるものとする。

(2) 離婚時の厚生年金の分割

離婚した場合の厚生年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるものとする。

(3) 遺族年金の見直し

自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みに改める。

また、子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を5年の有期給付とする。併せて、中高齢寡婦加算の支給対象については、夫死亡時40歳以上とする。

5、障害年金の改善

障害年金については、障害者が障害を持ちながら自ら働いた期間に応じた老齢年金が受けられるよう、障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給ができる仕組みとする。

6、厚生年金及び国民年金の保険料水準

以上を踏まえ、保険料水準固定方式の下における厚生年金及び国民年金の保険料水準については、以下のとおりとする。

(1) 厚生年金の保険料

平成16(2004)年10月から、毎年0.354%(本人0.177%)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降18.30%とする。

(2) 国民年金の保険料

平成17(2005)年4月から、毎年、月額280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)とする。

7、国民年金保険料の徴収対策の強化

国民年金保険料の未納問題は、制度に対する信頼を損ない、社会連帯に基づく制度の根幹にかかわる重大な問題であり、保険料の確実で効率的な徴収は、国民皆年金を堅持する上で極めて重要である。このため、制度面、運用面を通じて、納付率低下の要因を踏まえた個別対策、納付意識の喚起につながる対策を徹底して進める。

特に今回改正においては、所得に応じた多段階免除制度の導入、単身世帯等の免除基準の見直し、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入、保険料追納制度の改善や口座振替割引の拡充、市町村からの所得情報の取得等の納付しやすい仕組みの拡大等の措置を講じる。

このような措置の効果を踏まえつつ、引き続き、制度面、運用面の対応の在り方について検討を進める。

8、年金制度の理解を深めるための取組み

被保険者、特に若年世代の年金制度に対する理解を深めるため、保険料納付実績、年金額の見込み等の年金個人情報定期的に通知することとする。その中では、自らの納付実績を確認し、将来受給する年

金が着実に増加していくことが実感できるよう保険料納付実績を点数化する仕組み（ポイント制）をできるだけ早期に導入する。

9、第3号被保険者の特例届出の実施

過去の第3号被保険者の未届期間について特例的に届出をすることができることとし、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

10、年金を受給していない障害者への福祉的措置の検討

年金に未加入であったために障害者になっても年金を受けられないいわゆる無年金障害者については、その生活実態を踏まえた福祉的措置の在り方についてさらに検討し、必要な財源の在り方とともに速やかに結論を得ることとする。

11、企業年金の安定化と充実

企業年金については、厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除及び解散時の特例措置（分割納付及び納付額の特例）、確定拠出年金の改善（中途引出しの要件緩和等）、企業年金のポータビリティの向上措置を講じる。

12、年金積立金の運用の在り方等の見直し

年金積立金運用に関しては、長期的に、安全かつ効率的な運用を行うため、市場への影響に留意しつつ、国内債券を中心として、国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資を行っていくこととする。

そのための運用組織については、専門性の徹底、責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人（「年金積立金管理運用独立行政法人」）を平成18年度に創設する。

厚生労働大臣は、運用の目標等に関する中期目標を当該法人に指示する。当該法人は、これに基づく中期計画の中で基本ポートフォリオを定めるものとする。

これとともに、現在の年金資金運用基金を廃止し、また、グリーンピアの廃止、年金住宅融資の廃止を平成17年度までに確実に行う。既往の住宅融資債権の管理・回収業務及び教育資金貸付あっせん業務は、独立行政法人福祉医療機構が承継するものとする。

年金の福祉施設として整備が行われてきた病院、保養施設等についての今後の方針については、本年2月中を目途に結論を得る。

平成16年年金制度改革案の概要

【平成12年改正で残された課題】

- 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ
- 厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除
- 女性と年金に関わる課題

【平成12年改正以降の社会経済の変化】

- 少子高齢化の一層の進行(平成14年新人口推計)
 - ・現行の給付水準を維持した場合、厚生年金保険料は22.8%(国庫負担1/2、1/3の場合は26.0%)、国民年金は20,000円(国庫負担1/2、1/3の場合は28,900円。いずれも平成16年度価格)【厚生労働省案(平成15年11月)での試算結果】
- 個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できることが更に要請

1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

【基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ】

- 平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

- ・16年度以降：年金課税の見直しによる増収分を充当(平年度1,600億円程度、平成16年度272億円)
- ・17年度及び18年度：我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引上げ
- ・19年度を目途：政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、21年度までに完全に引上げ

【財政検証の実施】

- 少なくとも5年ごとに、概ね100年程度の期間にわたる年金財政の検証を行う。

【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】

- 保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み(保険料水準固定方式)とする。

(厚生年金)平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引上げ
平成29(2017)年度以降18.30%とする。

(国民年金)平成17(2005)年4月から毎月月額280円引上げ
平成29(2017)年度以降16,900円とする。(いずれも平成16年度価格)

- 社会全体の保険料負担能力の伸びを反映させることで、給付水準を調整(マクロ経済スライド)する。(ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持)

(新規裁定者) 1人あたり賃金伸び率 - スライド調整率
(既裁定者) 物価上昇率 - スライド調整率

※スライド調整率 = 公的年金被保険者数の減少率 + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)
→ 2025年度までは平均年0.9%程度

- 給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、厚生年金の標準的な年金世帯の給付水準は、現役世代の平均的収入の50%を上回る。

厚生年金の最終保険料率を18.30%に固定し、給付水準を自動調整
→ 基準ケースで、平成35(2023)年以降厚生年金のモデル年金(夫婦の基礎年金を含む)の所得代替率 50.2%

○国民年金保険料の徴収対策の強化

- (所得水準に応じた多段階免除制度の導入、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入等)
- 年金制度の理解を深めるための取組(年金個人情報)の定期的な通知(ポイント制))
- 第3号被保険者の特例届出の実施(過去の未届期間の救済)

2 生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築

○在職老齢年金制度の見直し

- ・60歳前半の在職老齢年金制度の見直し(一律2割の支給停止措置の廃止)
- ・70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の実施(保険料負担は求めない。)
- ・65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入

○短時間労働者への厚生年金の適用

- ・厚生年金が企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年を目途に、総合的に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

○次世代育成支援の拡充

- ・育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充(1歳未満→3歳未満)
- ・勤務時間短縮等により標準報酬が低下した時の年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬額を適用)

○女性と年金

(第3号被保険者期間の厚生年金の分割)

- ・被扶養配偶者のいる被保険者が負担した保険料は共同して負担したものであることを基本的認識とする。
- ・離婚した場合や分割を適用することが必要な事情がある場合、第3号被保険者期間(施行後の期間)の厚生年金の2分の1を分割できるものとする。

(離婚時の厚生年金の分割)

- ・配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、離婚時に厚生年金を分割できるものとする。(年金額の基礎となる標準報酬額につき、当事者双方の婚姻期間中の合計の半分を上限)

(遺族年金制度の見直し)

- ・自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給
- ・子のいない30歳未満の遺族配偶者への給付の有期化(5年)、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時40歳以上とする。

○障害年金の改善

- ・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする(障害を有しながら就労したことを年金制度上評価)

○企業年金の安定化と充実(厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除・解散時の特例、確定拠出年金の中途引出しの要件緩和、企業年金のポータビリティの向上)

- 年金積立金の運用の在り方の見直し(・国内債券を中心とし国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資による運用・専門性の徹底や責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人の創設・運用の資産構成割合は当該独立行政法人で決定)